

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（新規事業創出支援、事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（DX化推進、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（省エネや脱・低炭素化、グリーン調達に関する情報提供、設備導入支援 等）
- e. BCP/事業継続（災害時等における事業継続計画策定の支援 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

健全な企業間取引を推奨し、事業者間の連携、共存共栄を構築することにより、地域商工業者の発展に寄与します。

会員企業に対して、パートナーシップ構築宣言への登録と、宣言の趣旨を踏まえた価格転嫁等の着実な推進を周知・啓発し、経済の好循環に向けた企業間の取引適正化を推進します。

2026年4月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

湯沢町商工会

企業名

会長 綿貫 靖夫

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。